

30答申第5号

平成31年1月28日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小原 清 信

久留米市個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

「個人情報開示等の審査請求に関する諮問書（平成30年10月4日付け30協第693号）」による下記の諮問について、久留米市個人情報保護条例（平成3年久留米市条例第17号）第23条第3項の規定により、別紙のとおり答申します。

記

平成30年9月4日付け30協第591号の個人情報開示等請求拒否決定に対する審査請求について

答 申

第1 審査会の結論

実施機関（久留米市長（協働推進部）をいう。以下「実施機関」という。）の行った個人情報開示等請求拒否処分は妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

年 月 日	経 緯 等
平成30年 8月27日	協働推進部協働推進課に個人情報開示等請求書提出
平成30年 9月 4日	個人情報開示等請求拒否処分
平成30年10月 1日	協働推進部協働推進課に審査請求書提出

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

- (1) 平成30年9月4日付30協第591号で実施機関が行った個人情報開示等請求拒否処分（以下「本件処分」という。）を取り消す。
- (2) 審査請求人の提出文書に対する、行政相談委員の関氏と伊藤氏の認否の回答を得ることを求める。

2 審査請求の理由

審査請求書、「訂正の趣旨が不明確である事について」と題する書面及び平成30年11月13日付け「回答書」並びに口頭意見陳述における審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件処分が不正処分であることについて

審査請求人は、平成30年6月20日にも、同月8日に行われた行政相談記録について訂正の請求（以下「前回の訂正請求」という。）を行ったが、その際、実施機関は、当該訂正を承諾した。本件処分に係る同年8月27日付けの個人情報開示等請求（以下「本件訂正請求」という。）も、追記の手順や方法は前回の訂正請求と同じなのだから、その結果は同じになるはずであるのに、違った結論になってい

るので、不正処分である。

久留米市は、前回の訂正請求は、「客観的に確認し、判断できる事実であった」と主張しているが、「客観的に確認し、判断できる事実であるかどうかという事」という判断基準が久留米市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条から導き出せるのか疑問である。実施機関は、個人情報の手引きから判断基準を導き出しているが、久留米市が独自に作成した基準が正しいのか疑問である。また、前回の訂正請求の際に、当該判断基準に合っていたから追記を認めたとは、どこにも記載されていなかった。

(2) 行政相談委員に事実を確認することについて

審査請求人は、もともとは、実施機関の職員に対し、審査請求人が個人情報開示等請求書を提出する際に併せて提出した文書の内容について、行政相談委員に事実の確認を行うことを求めたものであり、当該確認ができたなら、行政相談委員に追記の文書を書かせるつもりでいた。審査請求人は、実施機関の職員に対し、行政相談委員に認否の回答を得ることを求めたにもかかわらず、実施機関の職員は、個人情報開示等請求書に記述するよう指示したのであり、行政相談委員に認否の回答を得ることなく、本件処分が行われた。一般的に、追記をするという訂正に係る処分の決定に当たっては、当事者の認否の確認ができたうえで行われると考えられるが、認否の回答を得ることなく、本件処分を行っているので、手続に瑕疵がある。認否の回答を得ていたなら、追記を求めることができていたと考えられる。そのため、実施機関は、行政相談委員に対し、事実の確認を行うべきである。

第4 実施機関の説明要旨

処分理由説明書並びに第2回審査会及び口頭意見陳述の場における口頭による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件処分が不正処分であるとの審査請求人の主張について

審査請求人は、本件訂正請求も前回の訂正請求と同じ結論になるべきである旨を主張する。

前回の訂正請求に係る行政相談は、久留米市と審査請求人との間の民事上の争いに係るものであったため、久留米市の職員が当該相談の場に同席しており、審査請求人が求めた訂正（追記）の内容を承知していたことから、審査請求人に証明を求める必要がな

く、当該訂正（追記）を承諾したものである。

一方、本件訂正請求に係る行政相談については、久留米市の職員が同席しておらず、相談の際に審査請求人と行政相談委員との間でどのような会話が行われたのか、実施機関としては承知していない。

条例第15条第1項の規定による訂正の請求は、「個人情報について事実には誤りがあると認めるとき」に限られるところ、審査請求人からは、当該「誤りがある」ことを証明する書類が提出又は提示されなかった。また、上記のとおり、久留米市の職員は、本件訂正請求に係る行政相談に同席しておらず、審査請求人が求める訂正の内容が事実であるか否かについて、実施機関が客観的に確認し、判断することができなかった。

したがって、本件処分を行ったのであり、前回の訂正請求と本件訂正請求とで処分が異なっても、何ら違法ではない。

なお、久留米市は、本件訂正請求に係る行政相談記録を保管してはいるが、行政相談業務は国の業務であり、久留米市としては当該相談の内容について審査請求人が求めるような些細な発言内容まで記録する必要はない。

2 行政相談委員に事実を確認することについて

審査請求人は、久留米市が行政相談委員に対し、審査請求人が求める訂正の内容の確認（認否の回答）を求めるべきである旨を主張する。

しかし、久留米市個人情報保護条例施行規則（平成3年久留米市規則第11号。以下「規則」という。）は、「条例第18条第1項の規定による訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。」（第7条第4項）と規定しているのであって、審査請求人の求める訂正（追記）の内容について自ら証明しようとすることなく、実施機関が国家公務員である行政相談委員に確認（認否の回答）を求めなければならないとする審査請求人の主張は、失当である。

第5 審査会の判断

1 本件訂正請求に係る個人情報について

審査請求人が訂正（追記）を求める本件行政相談記録は、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）に基づいて実施された相談（相談者は審査請求人）の記録である。

行政相談委員は総務大臣から委嘱を受けた特別職の国家公務員であり、行政相談事業

及び行政相談委員に関することは、総務省行政評価局が所管している。

行政相談委員による行政相談事業は、国が設置する相談センターなどの窓口のほか、自治体の庁舎で定期的実施されており、久留米市では、庁舎の使用、受付事務等の便宜を図っている。

久留米市は、上記のとおり庁舎の提供、受付等の業務を行う関係から、相談の概略について簡易に記載した「行政相談記録」を相談に対応した行政相談委員から受領し、保管している。

2 個人情報の訂正請求について

条例第15条は、「何人も、実施機関が保管等をしている自己に関する個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対して、当該個人情報の訂正を請求することができる。」と定めている。

また、規則第7条第4項は、「訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。」と定めている。

「訂正」とは、誤りを書き換え、又は置き換え、抹消し、不正確な内容を補正し、若しくは追記をすることであるとされている（久留米市 個人情報保護の手引き）。

3 本件処分の妥当性について

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、次のとおり判断する。

(1) 本件処分が不正処分であるとの審査請求人の主張について

本件では、実施機関は本件訂正請求に係る行政相談におけるやりとりを把握していないとのことである。この点は、久留米市職員が同席しないという行政相談の構造に照らしてそのとおりと考えられる。そして、これ以外に、本件訂正請求に係る行政相談における実際のやりとりが行政相談記録と異なることを示す具体的な証拠はない。したがって、訂正請求に係る個人情報について「事実と誤りがある」と認めるには足りない。

この点に関し、審査請求人は、実施機関が行政相談委員に当該事実の有無について確認を行うべきであるとする。しかし、個人情報の訂正請求については、上記2のとおり、訂正を求める者に「(事実の) 誤り」の内容、及び「誤り」であることの主張立証責任がある。よって、実施機関が行政相談委員に当該事実の有無について確認を

行うべきとは言えない。

なお、前回の訂正請求と本件訂正請求とでは、実施機関における事実の把握状況に違いがあるのであるから、前回の訂正請求と本件訂正請求とで結論が異なっているとしても、このことをもって、不正又は不合理的な処分であるということとはできない。

以上述べたところによれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) 行政相談委員に事実を確認することについて

審査請求人は、審査請求人が提出した文書の内容については、実施機関において事実の確認をするべきであるのにこれを怠っているのだから、審査請求人が求める訂正の内容を行政相談委員に確認するべきである旨を主張する。

しかしながら、個人情報開示等請求の制度は、個人情報に対する開示、訂正、削除等を求めるための制度であり、事実確認という行為を実施機関に求め得る制度ではない。したがって、審査請求人の主張は採用できない。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について次のとおり審査を行った。

年 月 日	経 過 等
平成30年10月 4日	実施機関から当審査会に諮問
平成30年10月10日 (第1回審査会)	実施機関から処分理由説明書の提出
平成30年10月11日 (第2回審査会)	審議
平成30年10月24日	実施機関から処分理由の説明及び審議
平成30年11月13日 (第3回審査会)	審査請求人から審査請求の趣旨に関する説明書及び処分理由説明書に対する意見書の提出
平成30年11月26日 (第4回審査会)	審議
平成30年12月 6日 (第5回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述及び審議
平成30年12月18日	審議

(第6回審査会) 平成31年 1月11日	審議
(第7回審査会) 平成31年 1月28日	審議

第7 久留米市情報公開・個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	小 原 清 信
会長職務代理	角 倉 潔
委 員	由 良 清 香
委 員	柿 本 眞左子
委 員	西 野 恵 子
委 員	吉 田 哲 磨